

欧米における長期失業者対策

勇上 和史

(労働政策研究・研修機構研究員)

目次

- I はじめに
- II 長期失業者対策の概要と評価
- III 求職活動支援施策の評価——イギリスの事例
- IV おわりに

I はじめに

1990年代後半以降の欧米における長期失業者対策は、失業の削減という従来型の雇用対策のみならず、失業者と非労働力を包含した概念である「不就業」(non-employment)削減のための包括的な改革を目指してきた。日本においても若年者を中心に長期失業問題と不就業問題が重要な政策課題となってきた。そのため本稿では、不就業者対策にも留意しながら、欧米における(長期)失業者対策とその課題を整理することとした。

IIでは、近年の失業者対策の政策的な位置づけを確認し、その上で代表的な政策として各種の積極的労働市場政策とその評価を概観する。次にIIIでは、OECDならびにEUの雇用戦略において積極的な評価を得ている国としてイギリスを取りあげ、長期失業者対策の具体例とその評価を紹介する。最後に、各国の取り組みから明らかになっている政策的な課題をとりまとめる。

II 長期失業者対策の概要と評価

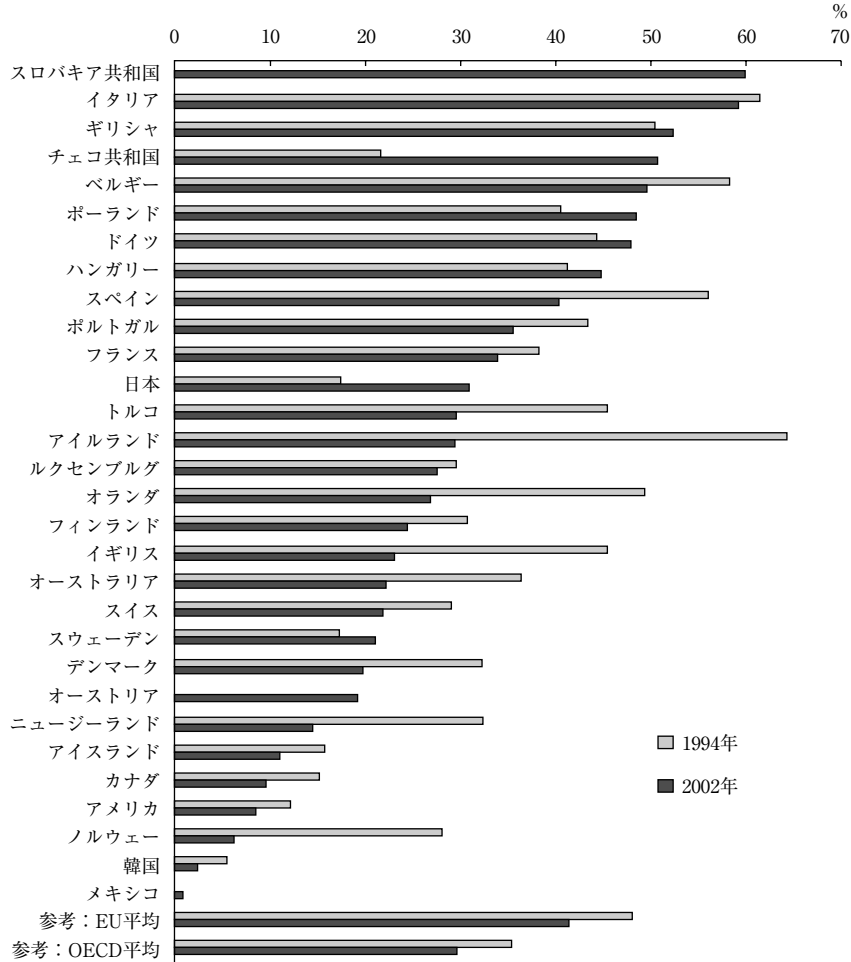
1 不就業対策としての長期失業者対策

1990年代における欧米諸国の失業率は、OECD平均では1993年の7.8%、EUでは1994

年の10.5%をピークとして、90年代半ば以降低下傾向にある。同時に、失業者に占める1年以上の長期失業者の比率も多く、主要国で低下している(図1)。その要因には、まずもって景気回復による失業情勢の好転が挙げられるものの、より重要な背景として、「雇用戦略」と呼ばれる構造改革の進展が指摘されている¹⁾。

雇用戦略は、OECDレベルでは1994年に、EUでは1997年に策定され、①労働市場の規制緩和、積極的労働市場政策の推進と税制・社会保障制度改革等を柱とする労働市場改革、②教育訓練政策、③技術革新および競争促進政策などに大別される(井口(1999))。ここで留意すべき点は、こうした改革の対象が、若年失業者や長期失業者といった失業状態にある者にとどまらないという点であろう。EUは2000年に至って、失業率の引き下げではなく、就業率の引き上げという政策目標を明確化し、失業者や福祉給付受給者を始めとする非活動層を対象とした就業促進を目指しているが、OECDにおいても長期失業だけでなく長期無業(long-term joblessness)への言及がなされるなど、EUに歩調を合わせた変化が見られている(OECD(2002))。また、最新の*Employment Outlook*では、①社会的給付の受給者は適切な就職の奨励と援助があれば就業可能であり、彼らの労働市場への統合は社会的に有益であること、②失業削減を目的とした労働市場からの引退への助成は逆効果であること、③高齢化社会に向けて、労働力率の上昇が経済的、社会的利益に適うことを理由に挙げ、「不就業(non-employment)の削減という幅広い目標を採用する」ことが謳われている²⁾。このように、OECDならびにEUの雇用

図1 失業者に占める1年以上の長期失業者比率：1994年，2002年



注：国により調査票の設計，調査月，年齢区分等が異なる。詳細はOECD (2003)を参照。
 スロバキア共和国，オーストリア，メキシコの1994年のデータは欠損。
 OECD平均は，データが得られた国の平均値。
 資料出所：OECD (1998) p.208, TableGおよびOECD (2003) p.325, TableGより作成。

戦略では，給付受給者や非受給無業者の「非活動の罫」の除去を目指しており，長期失業者対策もその一環として行われている点に注目すべきである。

2 長期失業者対策とその評価

各国の労働市場政策のうち，職業訓練や職業紹介，雇用助成，直接的な雇用創出，開業支援といった，失業者を労働市場に回帰させる政策は積極的労働市場政策 (Active Labour Market Policy: ALMP) と呼ばれ，失業関連給付や早期退職給付といった受動的 (passive) な政策と区別されることが多い (OECD (1993))。しかし，先進諸国の積極的労働

市場政策を分析した Meager and Evans (1998) によれば，近年の労働市場政策には次のような変化が指摘されている。

- ①雇用創出などの需要面の対策から，職業紹介などの供給面の対策へのシフト
- ②需要面の対策では，多数を対象とした直接的雇用創出策から，対象を限定した雇用助成などの間接的な雇用創出策へのシフト
- ③供給面の対策では，(財政，効果等の理由により) 職業訓練から職業紹介へのシフト
- ④標準化されたプログラムから，個々の求職者のニーズを考慮した対策の「個別化」へ

のシフト

- ⑤中央政府による全国的な施策に加え、地方政府や地域社会、「中間的な労働市場」（非営利団体等）が主導する施策の登場
- ⑥再就職給付などのインセンティブと失業給付制度の厳格化による失業者の「活性化」（Activation）策の強化
- ⑦長期失業者だけでなく、潜在的な長期失業者の早期における発見と対策の強化

このうち、後2者の変化は重要であろう。すなわち、失業の削減を目指すうえで積極的労働市場政策と受動的な政策の改革は不可分となっており、さらに長期失業の予防的対策の拡がりにより、失業者を対象とした労働市場政策全体が、潜在、顕在を問わない長期失業者の削減に向けられているともいえる³⁾。

ついで、1990年代を中心に各国のALMPの評価文献を渉猟したOECD、ILOならびにWorld Bankのサーベイの結果から、長期失業者を含む失業者対策の概要とその評価をみてみよう⁴⁾。

対象とした評価文献の結果は表1にまとめられている。まず、公共職業紹介サービスについては、一致して肯定的な評価が得られていると同時に、やはり求職活動支援と失業給付要件の厳格化が不可分である点が強調されている（Martin（2000））。

他の政策については、効果の規模が小さいか、効果が特定の対象層に限定される点が指摘されている。例えば、職業訓練については、低学歴層や成人女性には共通して就職率や賃金の上昇効果が認められるのに対して、成人男性への効果は明確ではない。また、労働需要面における政策の多くは、デッドウェイト・ロスや置換効果が大きく、費用に比べた効果が小さいとされている⁵⁾。

評価文献のサーベイでは、非常に費用効果的な政策として求職活動支援策が支持されている。しかしながら、対象者を長期失業者に限った場合、その効果についてはより慎重な見解もある（Dar and Tzannatos（1999））。この点を、イギリスのプログラムを例にとり、やや詳しく検討してみよう。

Ⅲ 求職活動支援施策の評価

——イギリスの事例

イギリスは、1980年代半ば以降、長期失業者の削減にあたって求職活動支援と給付制度の厳格化を基調とする改革を行っており、その意味で近年の先進諸国における労働市場政策の先駆けとなっている。また、1990年代後半以降、OECD雇用戦略の評価レポート、ならびに欧州雇用戦略の評価レポートの両者において、積極的な評価を受けている点で特徴的な国である⁶⁾。同時に、プログラムの成否については定量的な評価も進められており、その結果は現在の日本にとっても何らかの含意を持つと思われる。

1 失業給付制度の厳格化

表2では、戦前から近年までのイギリスの失業給付制度改革の流れを示している。一見すればわかるように、1960年代から80年代半ばまでは、失業給付受給の際の求職活動要件の形骸化が進んだ時期であった。その結果、オイルショック後の経済成長率が1981年以後プラス成長へと転じたのに対して、失業情勢の悪化は止まらず、86年には失業給付受給者は300万人を、失業率は10%を突破し、過去最悪を更新した。

しかしその年を境に、イギリスの労働市場政策は一大転換をみせる。その嚆矢が、同年に導入された「再出発プログラム」（Restart Programme, 以下、リスタート）である⁷⁾。

リスタートは、1986年1月に九つの公共職業安定所に試験導入され、おおむね積極的な評価が得られた後、同年7月より全国で実施された。その主な目的は、カウンセリングを通じた長期失業者の就業促進であり、同時に、求職者と認められないような者（そもそも仕事に就けないあるいは求職意欲が低い失業者）の給付を停止することで、失業給付受給者数を削減することであった。プログラム導入当初は、18歳以上で失業給付の受給期間が1年を超える長期失業者を対象とされていたが、10月以降は6カ月以上の失業者を対象を拡大した。

表1 (長期)失業者を対象とした積極的労働市場政策とその評価の概要

政策	内容	評価	課題
労働供給面の政策			
職業訓練	座学、企業におけるOJT等による職業訓練機会の提供および訓練費用の助成	一般に費用対効果は小さいが、景気拡大局面では短期的に効果あり。また労働市場で不利な立場にいる層、成人女性を対象とした小規模施策は効果あり。成人男性への効果は不確定	厳密な対象者選定、プログラムの規模を抑えること、OJT要素の重要性特に地域の事業主との連携)
職業紹介	Active: 面談、カウンセリング、面接の訓練、求職活動支援施設の設置、再就職一時金等 Passive: 失業給付受給のモニタリング、求職活動要件の厳格化等	一般に、非常に費用効果的。ただし、景気の縮小局面では効果がない、あるいは若年失業者には、景気状況に関係なく効果がないと評価もある	再就職一時金は平均失業期間を短縮するが(アメリカ)、事業主による悪用もありうる
労働需要面の政策			
雇用助成	事業主への雇用・賃金助成(主に若年、長期失業者対象)	デッドウェイト・ロス、置換効果が非常に大きく雇用の純増は小さいなど効率性は低い。しかし長期失業者への雇用機会の提供は、公平性の観点からは望ましい	事業主による制度濫用防止のための利用制限の強化は、事業主の利用しやすさとトレードオフの関係にある
直接雇用	建設、福祉、地方自治体等、公共部門における一時的な失業対策事業(特に不況時)	失業者の持続的な雇用にはほとんど効果がない。長期失業者の削減にはつながらない	失業給付の継続受給の要件とすると国が増えているが、仕事の提供は短期にとどめ、長期の助成つき雇用とすべきではない
開業支援	相談、カウンセリング、技術援助、信用供与等による開業支援	一般に対象者は少ない。デッドウェイト・ロスも大きい。廃業率も高い。比較的若い高学歴保持者については、小規模ビジネスの開業に効果あり(米国)。多くの国では控えめな評価	対象者の限定が必要(女性、高齢者)。開業後の経営指導、カウンセリングが重要

資料出所: Meager and Evans (1998), Dar and Tzannatos (1999) および Martin (2000) の結果より作成。

表2 イギリスにおける失業給付制度改革

年	改 革
1910年2月	ウィンストン・チャーチルにより職業安定所ネットワーク (Labour Exchange Network) 設立
1912年	失業給付制度が導入され、職業安定所が管理運営
1919年	失業給付受給者は「通常は就業状態にあり、本当に仕事を探しており、仕事が見つからない」ことを証明する義務がある
1946年	国民保険法 (National Insurance Act)
1961年	失業者の職業安定所 (Job Centre) 訪問義務が週1回に (それ以前は週2回)
1974年	給付事務所 (Benefit Office) と安定所を分割
1979年	雇用サービス局 (Employment Service : 安定所の統括組織) の職員を13%削減
1980年	失業者の安定所訪問義務が2週間に1回に
1982年	失業者の安定所訪問義務がなくなる (1986年のリスタート導入まで)
1982~85年	求職活動支援にかかわる職員を50%削減 (失業登録事務所の人員は940名から550名に減少)
1986年	再出発プログラム (Restart Programme) 「再出発のための面接」を義務づけ。職員の増員 (特に不正行為のチェック) 給付事務所でも求人情報を掲示。失業者に対する失業照合のための手紙の送付 給付資格剥奪期間を最大13週間に (1913年~1986年は6週間) 1月からの試験期間を経て、7月から1年以上の長期失業者を対象に全国で実施 10月以降は6カ月以上の失業者を対象を拡大
1988年	給付資格剥奪期間を最大26週間に
1989年	社会保険法 (Social Security Act) 失業給付の適格要件に「積極的な求職活動」(毎週)。求職者は、給与が世間相場を下回るような「合わない」仕事を紹介されても拒否できない
1990年	雇用サービス局の独立性を強化。行動目標の設定 (例えば職業紹介について)
1991年	2年以上の長期失業者に1週間のジョブコースを義務づけ
1994~95年	「給付制度の厳格化」(Stricter Benefit Regime) の下、制裁や紹介数が2倍に
1996年	求職者手当 (Job Seekers' Allowance) ——失業給付に関する新たな法的枠組み 2週間に1度の安定所訪問を義務づけ。求職活動のランダムな検査の強化 失業3カ月目以降は、他の職業も探さなければならない
1997年	さまざまな包括的なプログラム (1-2-1, Workwise, Project Work)
1998年	若年者のためのニューディール (1月より試験実施。4月から全国実施) 長期失業者のためのニューディール (7月から。2年以上の全失業者対象)
1999年	全国最低賃金導入 (4月から。成人3.6ポンド、若年者3ポンド) 50歳以上のためのニューディールの試験実施 (8月から)
2000年	50歳以上のためのニューディールの全国実施

注：重要な改革はゴシック体で表示してある。

出所： Van Reenen (2003) p. 30, Table 2.

対象者には公共職業安定所で6カ月ごとの面接が義務づけられている。万が一呼び出し(3回まで)に応じなかった場合は、失業給付の減額や支給停止といった措置がとられるため、こうした「脅し」効果がプログラムの特徴の一つとして指摘されている。また、面接では、カウンセラーが失業者の失業履歴を勘案して、給付金や求職活動、訓練コースについて助言を行う。この面接の後、失業者は通常の就職又は起業のほか、「再出発コー

ス」や「雇用訓練事業」と呼ばれる訓練コース、求職活動支援施設(ジョブクラブ)へと振り分けられる⁸⁾。

リスタートでは、その後の評価にあたって、無作為に割り当てられた一部の対象者の面接を通常より6カ月遅らせ、通常プログラム参加者のその後のパフォーマンスと比較するという、「社会的実験」が行われた。追跡調査を用いた定量的な分析の結果からは、①プログラムの持つ「脅し」

効果により、男女とも短期の就職率が上昇したこと、②プログラム修了から5年後の失業率をみると、男性についてのみプログラムによる長期的な効果がみられること、などが示されている⁹⁾。

リスタート以後も、「失業給付制度の厳格化」のもと、不正受給への取り組みの強化や、求職活動要件の厳格化など一貫した改革が行われた。その結果、景気循環による失業率の変動が大きくなったものの、景気の拡大局面での失業者の減少速度が上昇するなど、恒常的な失業給付受給者の削減にはある程度成功した。

2 福祉から就労へ

1980年代から始まった保守党政権の改革は、たしかに失業給付受給者の削減には成功した。しかし一方で、若年者や長期失業者が失業プールに滞留する傾向に変わりはなく、また求職活動や政府のプログラムへの参加を諦めて他の福祉手当を受給する層が増加する結果となった。

1997年に誕生したブレアの労働党政権は、「福祉から就労へ」(Welfare to Work)との理念の下、(若年を含む)長期失業者に加えて、失業給付以外の給付を受けている一人親、長期疾病者や障害者、失業者の配偶者あるいは高齢者といった、労働市場で非活動状態にある者についても個別的就労支援策(ニューディール)を打ち出している¹⁰⁾。それらに共通する基本的な要素は、個別相談員によるきめ細やかな求職活動支援である。このうち、「若年者のためのニューディール」(以下、NDYP)は最初のプログラムであり、またその評価についても定量的な分析がなされている。

NDYPは1998年1月の試験導入を経て同年4月にイギリス全土で実施された。対象は、求職者給付(以前の失業給付を改組したもの)を6カ月以上受けている18~24歳の若年者失業者である。プログラムの概要は、第1段階での個別相談員による求職活動支援、第2段階の雇用・訓練オプション、そして第3段階における再度の求職活動支援であり、プログラムへの参加を拒否した場合、あるいは途中でドロップアウトした場合には求職者手当の受給資格を失う。

NDYPの定量的な評価については、試験実施か

ら1年程度の期間について、第1段階の求職活動支援の効果をめぐる分析が行われている。その結果、男女ともにNDYPを通じた純粋な就職率の上昇効果が確認された。しかし同時に、就職率上昇効果は、NDYPの開始直後が最も高く、以後低下傾向にあることも指摘されている¹¹⁾。より長期の分析はいまだなされていないものの、労働福祉省(Department for Work and Pensions)が公表している統計によると¹²⁾、NDYPの参加者ストックは、全国実施時の約3万5000人から99年7月に約15万人まで増加した後、順調に減少を続けてきたが、2001年後半以降は10万人前後と足踏み状態が続いている。この点については、特に第2段階の助成つき雇用が長期雇用につながらず、結果として長期失業者が職とプログラムの間を往復するだけとする指摘もある(井田(2002))。また、03年12月までのプログラム修了者は累計で約100万人だが、そのうち30%が行き先不明となっている。

こうした参加者数の減少率の低下は25歳以上の長期失業者のプログラムにも認められるとともに、福祉手当受給者を対象としたニューディールについては一貫して参加者が増加するなど、就業促進を掲げるニューディールに対する評価はいまだ限定的なものにとどまるといえる。

IV おわりに

本稿では、近年の欧米諸国における長期失業者対策とその評価を概観した。各国の対策の特色は、失業期間が1年以上に及ぶ長期失業者の労働市場への再統合にとどまるのではなく、長期失業に至る以前の予防的な対策へとシフトしつつある点、そして職業訓練や職業紹介を中心とする積極的労働市場と失業給付制度改革を一体として進めている点にある。なかでも、公共職業安定所を中心とする失業者へのきめ細やかな求職活動支援の評価は高い。しかし、イギリスにおける長期失業者対策の事例は、これが決して「万能薬」(panacea)ではないことを示している。とりわけ失業給付制度の厳格化は、その他の給付への依存もしくは完全な無業への移行を促す可能性があり、その際に

はより広く「不就業者」への対策が肝要となる。

OECD 諸国の失業者対策の経験から、今後の政策立案において留意すべき課題が提示されている (Martin (2000))。これらは、わが国においても示唆するところが大きいと思われるので以下に引用し、本稿の結びとしたい。

- ①各種プログラムの紹介、各種給付事務ならびに職業紹介を公共職業安定所に一括すること (いわゆるワンストップサービス)。
- ②新たな失業給付受給者についてはプロファイリングにより長期失業に陥るリスクを識別し、即座にカウンセリングと求職活動支援を行うこと。
- ③「受動的な」所得補助策をできる限り「積極的な」手段に変えること。その際には、再就職一時金や就職を条件とした給付、そして給付受給者と職業安定所とが定期的にコンタクトをとることなどが重要となる。
- ④失業給付の継続受給に際しては、求職者の「働く意志」と実際の「求職活動実績」を別個の基準として扱うこと。
- ⑤ある一定の失業期間を超えた場合、所得補助の継続受給に際しては積極的プログラムへの参加を条件とすること。
- ⑥訓練参加者および失業対策事業の従事者には、いつでも外部の仕事に就けるよう求職活動を促すこと。
- ⑦訓練への参加および失業対策事業における雇用を、新たな失業給付の資格要件として認めないこと。その際には、民間企業における雇用助成の期間を、失業給付の受給資格が得られる最低拋出期間より短く設定するなどし、失業者がプログラムと失業状態を繰り返す、いわゆる「回転木馬現象」を抑制することが肝要となる。
- ⑧積極的失業対策の効率向上のため、職業紹介分野などを始めとして、民間部門の活用を進めること。
- ⑨プログラムを効果的に設計するためには、既存の政策に関する評価を蓄積することが

重要である。

* 本稿を作成するにあたり、大竹文雄 (大阪大学社会経済研究所)、小倉一哉 (労働政策研究・研修機構) の両氏より、貴重なコメントをいただいた。記して感謝したい。

- 1) OECD ならびに EU 雇用戦略の内容と両者の異同については、井口 (1999)、濱口 (2003) および労働政策研究・研修機構 (2004) を参照。
- 2) OECD (2003) pp. 12-13。ただし、就業選択における個人や家計の選好への配慮や、選択を阻害する各種の規制 (最低賃金、税制等) 緩和の提言など、従来の OECD 雇用戦略の基調に変化はない。
- 3) 実際には、潜在的な長期失業者の識別手法ならびに最適な対策時期について一致した見解はいまだない。長期失業の発生原因が、失業者間の「異質性」によるのか (果たして長期失業に陥りやすい属性があるのか)、「状態依存性」(state-dependency) によるのか (失業期間が長いゆえに再就職が難しくなるのか) について、明確な研究結果が得られていないためである。しかしながら、オーストラリア、カナダ、アメリカなどでは、前者の立場から、失業者のプロファイリングが行われている (Meager and Evans (1998); OECD (2002))。
- 4) Meager and Evans (1998), Dar and Tzannatos (1999) および Martin (2000) による。なお、評価文献の多くは、プログラム参加者と非参加者のその後のパフォーマンスを比較する「科学的」(scientific) 手法に基づいている。また OECD (1996) ならびに Employment Committee of European Commission (2002 a) では、雇用戦略における ALMP の各国評価がなされているが、客観的な政策評価は不十分にとどまっている。
- 5) デッドウェイト・ロスとは、そのプログラムの存在に関係なく同様の成果が得られる場合に生ずる。また置換効果は、プログラムを通じて参加者が再就職することにより、プログラム非参加者の雇用が奪われる場合に生ずる。
- 6) Employment Committee of European Commission (2002 a, 2002 b) および OECD (1996, 1997, 1999)。
- 7) リスタートの内容については、Dolton and O' Neill (1997), Wells (2000) および井田 (2002) が参考になる。
- 8) これらについて、詳細は労働政策研究・研究機構 (2004) 第 3 章第 3 節を参照のこと。
- 9) 失業給付の受給期間が 6 カ月を超えてから、面接に出席せずに就職する者が就職率を上昇させたため、「脅し」効果が働いたとみられている。また効果の性差については、女性はパート労働や非労働力に移行しやすく、フルタイム就業の可能性が男性に比べて低いことから、リスタートの効果が得にくかったと解釈されている (Dolton and O' Neill (1996, 2002))。
- 10) ニューディールの具体的な内容については井田 (2002) を参照。
- 11) プログラム適格層 (19~24 歳) と非適格層 (25~30 歳および 31~40 歳) について、プログラム実施前と第 1 段階終了時の就職率の変化を比較した結果、男女ともプログラム適格層の就職率が 5~11% ポイント有意に高いとの結果を得たが、同時に、こうした格差はプログラム実施直後から次第に縮小していることも明らかになっている (Blundell *et al.* (2001); Van Reenen (2003))。
- 12) URL : <http://www.dwp.gov.uk/>

参考文献

- Blundell, R., M. C. Dias, C. Meghir, and J. Van Reenen (2001) "Evaluating the Employment Impact of a Mandatory Job Search Assistance Program", *IFS Working Papers*, WP 01/20, The Institute for Fiscal Studies.
- Dar, A., and Z. Tzannatos (1999) "Active Labor Market Programs: A Review of the Evidence from Evaluations", *Social Protection Discussion Paper Series*, No. 9901, Social Protection Unit, Human Development Network, World Bank.
- Dolton, P. J., and D. O' Neill (1996) "Unemployment Duration and the Restart Effect: Some Experimental Evidence", *The Economic Journal*, Vol. 106, pp. 387-400.
- Dolton, P. J., and D. O' Neill (1997) "The Long-Run Effects of Unemployment Monitoring and Work-Search Programs: Experimental Evidence from the U. K.", *Working Papers*, N 71/08/97, Department of Economics, NUI Maynooth.
- Dolton, P. J., and D. O' Neill (2002) "The Long-Run Effects of Unemployment Monitoring and Work-Search Programs: Experimental Evidence from the U. K.", *The Journal of Labor Economics*, Vol. 20, No. 2, pp. 381-403.
- Employment Committee of European Commission (2002a) "Prevention and Activation Policies for the Unemployed", *Impact Evaluation of EES*, European Commission.
- Employment Committee of European Commission (2002b) "Tax-benefit Reforms and Taxation on Labour", *Impact Evaluation of EES*, European Commission.
- Martin, J., (2000) "What Works among Active Labour Market Policies: Evidence from OECD Countries' Experiences", *OECD Economic Studies*, No. 30, pp. 79-113.
- Meager, N., and C. Evans (1998) "The Evaluation of Active Labour Market Measures for the Long-Term Unemployed", *Employment and Training Papers*, No. 16, Employment and Training Department, ILO.
- OECD (1993) *Employment Outlook*, OECD.
- (1996) *The OECD Jobs Strategy: Enhancing the Effectiveness of Active Labour Market Policies*, OECD.
- (1997) *The OECD Jobs Strategy—Making Work Pay: Taxation, Benefits, Employment and Unemployment*, OECD.
- (1999) *Implementing the OECD Jobs Strategy: Assessing Performance and Policy*, OECD.
- (2002) *Employment Outlook*, OECD.
- (2003) *Employment Outlook: Towards More and Better Jobs*, OECD.
- Van Reenen, J. (2003) "Active Labour Market Policies and the British New Deal for the Young Unemployment in Context", *NBER Working Paper Series*, No. 9576.
- Wells, W. (2000) "From Restart to the New Deal in the United Kingdom," in *Labour Market Policies and the Public Employment Service*, OECD Proceedings, pp. 241-262.
- 井口泰 (1999) 「諸外国における最近の雇用・失業対策の動向——ドイツ・フランスを中心として」『日本労働研究雑誌』 No. 466, pp. 27-40.
- 井田敦彦 (2002) 「サッチャーからブレアに至る英国の雇用政策」『レファレンス』(国立国会図書館調査立法考査局) 10月号, pp. 58-87.
- 濱口桂一郎 (2003) 「EU 雇用戦略——構造的失業への取り組み, そしてそれを越えて」『日本労働研究雑誌』 No. 516, pp. 55-66.
- 労働政策研究・研修機構 (2004) 『先進諸国の雇用戦略に関する研究』労働政策研究報告書, No. 3.

ゆうがみ・かずふみ 労働政策研究・研修機構研究員。最近の主な著書に「日本の所得格差をどうみるか—格差拡大の要因をさぐる—」(労働政策レポート③, 日本労働研究機構, 2003年)。労働経済学専攻。